信号灯火試験（協定規則第 148 号（車幅灯））

1.　総則

信号灯火試験（協定規則第 148 号（車幅灯））の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）に定める「協定規則第 148 号の技術的な要件」の規定及び本規定によるものとする。

2.　測定値及び計算値の末尾処理

測定値及び計算値の末尾処理は、別表により行うものとし、測定ならびに計算が、別表による末尾処理よりも高い精度である場合にあっては、より高い精度による末尾処理としてもよいものとする。

3.　測定方法及び測定条件

3.1　測定方法及び測定条件は、協定規則第 148 号に従うものとする。

3.2　自動車に取付けた状態で試験を実施することが困難な場合は、治具等に灯火器単体を車両取付状態と同様に取付けて試験を行うことができる。

3.3　自動車の両側に備える灯火器が同一のものはどちらか片方の灯火器で試験を代表することができる。

4.　試験記録及び成績

試験記録及び成績は、該当する付表の様式に記入する。

なお、付表の様式は日本語又は英語のどちらか一方とすることができる。

ただし試験成績については記載内容が変わらなければ、別表を作成し添付しても良い。

このときの書式は特に規定しない。

4.1　当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。

4.2　記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

別表　　測定値の取扱い

項目	単位	小数第●位を四捨五入
試験電圧	V	2
試験電流	A	3
光度	cd	規則で規定されている要求桁数の次の次位
色度特性	-	4
輝度	cd/m^2	2